

《きょうえい》ビジネスキャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金について発行した《きょうえい》ビジネスキャッシュカードは、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預入払出機」といいます。）を利用して普通預金に預入をする場合。
- (2) 当組合の預入払出機を使用して普通預金の払戻をする場合。
- (3) 当組合の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入支払兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) デビットカード取引規定に基づき、カードの提示および暗証番号入力によるデビットカード取引を行う場合。
- (5) 口座振替受付サービスご利用規定に基づき、カードの提示および暗証番号入力による口座振替受付取引を行う場合。
- (6) その他当組合所定の取引をする場合。

2. (預入払出機による預金の預入れ)

- (1) 当組合の預入払出機を使用して預金に預入れをする場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って、預入払出機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預入払出機による預入れは、預入払出機の機種により当組合所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座についてカードによる預入れがあった場合には、カード送付時に同封した「きょうえい現金自動預金機専用通帳」に、「きょうえいご利用明細書」を綴り込んで保管してください。

3. (預入払出機による預金の払戻し)

- (1) 預入払出機を使用して預金の払戻しをする場合には、預入払出機の画面表示等の操作手順に従って、預入払出機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 預入払出機による払戻しは、預入払出機の機種により当組合所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当組合所定の金額の範囲内（但し、1日あたりの払戻しについて当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- (3) 預入払出機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 前項の振込依頼をする場合における 1 回あたりの振込は、当組合所定の金額の範囲内とします。
なお、1 日あたりの振込は当組合所定の金額の範囲内（但し、1 日あたりの振込について当組合が本人から当組合所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内）とします。
- (3) 振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼する場合に、振込金額、振込手数料と第 6 条第 2 項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その振込はできません。

5. (デビットカード取引)

- (1) デビットカード取引規定にもとづき、カードの提示により、デビットカード取引のご利用ができます。
- (2) カードによるデビットカード取引をご希望されない場合には、当組合の窓口にて書面により届出てください。この手続により、当組合は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (3) 前項(2)により一旦利用停止としたデビットカード取引の再開を希望される場合には、当組合の窓口にて書面により届出てください。この手続により、以後デビットカード取引の利用が可能となります。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 預入払出機を使用して預金に預入れをする場合には、当組合の預入払出機の利用に関する手数料をいただきます。
- (2) 預入払出機または振込機を利用して預金の払戻しをする場合には、当組合所定の預入払出機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (3) 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人（代表者が指定する従業員等 1 名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込みの依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名（署名）、暗証番号を届出てください。この場合、当組合は 1 枚に限り代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は会社(団体)名義となります。
- (3) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。

8. (預入払出機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等により預入払出機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 前項による預入れをする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続きに従ってください。
- (3) 停電・故障等により預入払出機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が預入払出機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。

- (4) 前項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名（署名）、金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。
- (5) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

9.（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の預入払出機で使用された場合または当組合本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

10.（カードの紛失、届出事項の変更等）

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによるお取引停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 前項(1)の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項(1)と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、社名(団体名)、代表者、その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者（個人の場合はご本人）から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードの紛失・盗難・汚損・破損・暗証番号相違の事由によるカードの再発行にあたっては、当組合所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

11.（カード・暗証の管理等）

- (1) カードは他人に知られないよう、紛失・盗難等に十分注意して保管してください。また、カードは、運転免許証・保険証等、生年月日・電話番号・住所等記載されたものと一緒に保管しないよう注意してください。
- (2) 当組合は、預入払出機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ預金の払戻しをした場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当組合の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いしました場合にも前項(2)と同様とします。
- (4) 届出の暗証番号を変更する場合には、当組合の預入払出機または振込機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、現在の暗証番号および、新しい暗証番号を正確に入力してください。この場合、生年月日・電話番号等他人に推測されやすい暗証番号は避けてください。
- (5) 変更後の暗証番号についての規定も前項(1)(2)(3)によるものとします。

(6) 届出の暗証番号と入力された暗証番号に相違があった場合は、カード自体が使用できなくなることがあります。その際は当組合所定の手続をした後にカードの再発行手続きが必要となり、前記10. (3) (5)によるものとします。

12. (預入払出機・振込機への誤入力等)

当組合の預入払出機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。

13. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第14条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

14. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

15. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、デビットカード取引規定、(ペイジー)口座振替受付サービスご利用規定および振込規定により取扱います。

16. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

令和2年6月1日現在